

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成28年12月13日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 平成28年12月13日（火曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第190号議案～第198号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	小野田直美				
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	山崎祐一	村田康助	山口洋一	
	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	鈴木眞澄	
	加藤芳夫	菊地勝昭					
議長	下江洋行						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行
書記 松井哲也 夏目佳子

開 会 午後1時30分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る9日の本会議において、本委員会に付託されました第190号議案 平成28年度新城市一般会計補正予算（第3号）から第198号議案 平成28年度新城市下水道事業会計補正予算（第2号）までの9議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも、予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いします。

第190号議案 平成28年度新城市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

初めに、歳出、2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 それでは、質疑をさせていただきます。

歳出、2款1項16目地域自治区費、21ページになりますが、21ページからになりますが、今回は使い残しを別の用途で予算化するということになるんですが、以前から地域自治区の予算というのが箱物的で、行政がやるべきことを地域にお任せするだけではないのかというような声もありましたし、保育園であったり、小学校であったり、そういったところに自治区予算が使われるということにも批判があったと思いますが、今回見ていきますと、新たに残額を別の用途に使うというのもハードに偏ってるのかなと。本来、地域自治区でやるべきものじゃないところに行ってしまうと思うんですが、これをいつまでも続けていくと、結局は予算消化型、予算あるか

ら使い切らにゃ損だぞということになりかねないんじゃないかというふうに思えて仕方がありません。

その点から考えていきますと、地域自治をつくるためにつけた予算が地域自治区の芽を摘んでいるんじゃないかというふうには考えなかったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 今回の補正予算についてですが、今年度計画をしました事業のうち、順調に事業の執行がなされ、入札差金等が生じたものをまとめ、来年度事業の前倒しや安全・安心対策のため、緊急に対応する必要があるものと、6つの地域自治区、お手元の資料にありますように、新城地域自治区、千郷地域自治区、舟着地域自治区、鳳来南部、鳳来東部、鳳来北西部の6つの地域自治区が判断し、建議されたものに対してお願いをするものです。

それぞれの地域協議会においては、大切な予算をどのように使っていくのか、また事業をどのように進めていくのかを協議し、一定の方向性を持たせているところです。

例えば、新城地域自治区においては、高齢化への対応、地域防災への取り組み、共育の推進という3つの来年度事業に対する主要課題としております。

そして、これらの課題を定めるに当たっては、茶話会であったりだとか、アンケートなどによって、できるだけ多くの方から意見を伺った上で、問題点の抽出をし、また優先度を協議し、進めてきているところであります。決して予算が余ったから単純にそれを消化するという性格の要求ではございません。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員、続けてお願いします。

○白井倫啓委員 2款1項17目地域活性化事業費、高速バス運行事業、23ページになりますが、高速バス運行事業っていうのは、かなり市民の間でも空気を運んでるという点で、

税金というものから考えていくと、大丈夫かと、このままという声はよく聞かれるようになってきましたが、今回の事業になります。利用促進のために考えた予算なのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 現在、高速バス利用者のパークアンドライドの駐車場は、御承知のとおり、市役所東庁舎の東側の1カ所のみでございます。このため市民病院が今年度中に駐車場として整備を進めております旧消防署跡地、これ新城市有地になりますが、この一角を高速バス利用者のパークアンドライド駐車場として優先利用できることから、この駐車場に隣接をいたします国道301号線沿いにバスウェイ設置工事を施した上で、新たに高速バスのバス停を設置しまして、千郷地区を初めといたしまして、作手地区や豊川方面からの利用者の利便性を図ろうとするものでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 この問題ですね、一般質問でも出たようにも思うんですが、一般質問か本会議質疑だったか、ちょっと定かではないんですが、あそこに駐車場を設けてもですね、結局は今、市役所の砂利駐車場でも使える。そこに来ている人たちがあそこに持っていきただけ、とめるだけという可能性があるんですね。大きく利用促進のために必要な予算とは考えにくい。逆に利用促進を考えるのであれば、早期に手を打つという必要性もあるというにも思いますので、バス停の必要性と言うより、バスをおりた後、例えば名古屋から来た人たちがバスをどこかでおりたときに、後どのように回るか。これは前議会でもSバスを利用して地域を回っていきけるっていうようなことも言われてたと思うんですが、早急に手を打たないとですね、余りにも不便だということでは敬遠されて、幾ら宣伝しても、もう

利用が広がらないという可能性が出てくるところから考えますと、今回の予算は十分な予算、十分な検討の上で出された予算なのかどうか、ほかに検討された内容がなかったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 前段の部分につきましては、今、東庁舎の東側の駐車場というのは、庁舎ですとか文化会館にお越しになった方々の駐車場でございますので、それが1カ所だけということですので、今、白井委員がおっしゃるように、場所が移動しただけじゃないかということも考えられますが、今うちでできる範囲の範疇としては先ほど申しましたように、千郷地区の方ですとか、豊川方面から来る人にとっては、やはり市役所よりも今回予定しておる旧消防署の跡地のほうが近いということもありますので、より汎用性が膨らむのかなということで、予算措置をしました。

それから、2問目って言いますか、後段の部分の質問につきましては、今ですね、今回の補正には挙げてございませんが、今もつくるの周辺でもう1カ所、パークアンドライドを設置するように、検討中でございます。

具体的に申し上げますと、もつくるのちょうど裏側の昔タイヤショップがあったところの周辺の市有地になっておるとこの付近なんですが、その道路敷あたりに今、検討を進めております。可能かどうかは別としまして、今そこを検討しておりますので、そこがうまく調整が整えば、白井委員がおっしゃるように、外から来た人がもつくるでおりて、そこから連絡するという格好になろうかと思いません。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 確認ですが、もつくるのあたりにもし確保できると、おりた人たちがそこからどこかに連携できるという検討だということでしょうか。そのためには、当然おり

たときにはバスが何らかの形で待ってる。そこから動けるという手だてが一緒にないといけないんですが、バスの連絡というところまで検討したという理解でいいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今回の補正予算とはちよつと質疑の趣旨が異なるかと思しますので、私の範囲では、今回、補正予算に出させていたいただいたのは、旧消防署の跡地のバスウェイの整備に関する工事でございますので、その件につきましてはお答えいたしかねます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 議員の質疑はですね、補正を出したということです。その補正に当たっては、その裏にある検討というものも含めて、この補正が出された内容が適切かどうかということも検討する必要があるんで、今の答弁、これに対して、委員長、注意をお願いします。正式に答えてもらうようにお願いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 連絡を検討されたかというお答えでよろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 先ほどの質疑はですね、この補正だけでは早急に対応しないと利用者が離れてしまうんで、これだけでいいのかと。ほかに検討したという経過はあるのかというふうにお聞きしたんです。そうしたらバス停をあちらにも考えているというお答えで、そこから連携が取れるって言ったんで、確認で、連携を取れるっていうことは、バスがそこに来てると。おりたらそこから足がちゃんとあるということなのかという確認をしたんです。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 もつくる周辺のパークアンドライドにつきましては、北設地区ですとか、鳳来地区からの利用者の利便性を図るために設置しようと考えているものでございます。

委員が質疑されました、そこからの結節点

としまして、連絡するということについては、今回の中ではこれから議論していくということでございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、歳出、2-4-1の選挙管理委員会費、主権者教育普及実践事業、25ページです。

1点目です。若者議会シンポジウム、仮称ですけども、この趣旨、目的と内容、参加対象についてお伺いします。

2点目です。選挙管理委員会運営事業及び財源と、この主権者教育普及実践事業との整合性についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 まず、1点目の若者議会シンポジウム、仮称の趣旨、目的、内容、参加対象者はということでございますが、趣旨、目的といたしましては、新城市の若者議会はマニフェスト大賞におきまして、最優秀シチズンシップ推進賞を受賞し、その活動は主権者教育として先進的な事例としまして、広く認知されつつあります。

また、若者議会では、1千万円の予算をもとに、さまざまな政策を立案し、実現に向けて利用者ニーズの把握をするなど、さまざまな活動を行っております。

こうした活動がまちづくりと政治に興味を持つきっかけとなり、主権者意識の向上につながっているものと考えております。

こうした若者議会のような若者参加のまちづくりが全国で実施され、より多くの若者が政治や社会に興味を持つことで、各地の若者や若者団体がお互いに刺激し合い、それぞれの地域におきまして活躍できるよう、情報共有とネットワークの構築を目的にシンポジウムを開催するものであります。

また、今回のシンポジウムには市内はもちろんのこと、東三河の高校へも参加の案内を

させていただく予定でありますので、同世代の活躍を実際にシンポジウムで見ることによりまして、高校生が社会参加のきっかけとなり、投票率の向上にもつながるものと考えております。

また、内容及び参加の対象につきましては、市内の高校、また東三河の各高校、交流のある若者団体などに広く参加を呼びかけ、若者議会の政策発表、主権者教育的意義をテーマにした基調講演、パネルディスカッションを全体会として行いまして、その後、分科会でのワークショップの開催を予定しております。

次に、2点目の選挙管理委員会運営事業及び財源と主権者教育普及実践事業との整合性はということですが、新城市の若者議会の取り組みが政治や社会参画への手法であることから、選挙管理委員会運営事業の財源を充て、事業を実施するものであります。

また、新城市選挙管理委員会と若者議会を所管します、まちづくり推進課が連携して行う事業であり、国の委託事業である主権者教育普及実践事業の対象となる事業でありますので、財源の整合性も担保されているものと確認しております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 1問目と2問目、関連がありますので、一緒のような再質問になるかもしれませんが、少し確認します。

趣旨、目的について今、説明いただきました。それで主権者教育的な意義を確認し、それを全国に広めてネットワークっていうようなことでしたけども、選挙、これ財源が総務省の補助金か交付金だと思うんですけども、総務省のほうの主権者教育というのは、一般的に政治の仕組みですとか主権在民あるいは選挙制度っていうような、そういった部分での選挙制度的な部分をイメージしてしまうんですけども、今、言われたような、まちづくりだとか、そういったことになると、同じ主

権者教育でも文部科学省のほうも主権者教育を掲げてまして、文部科学省のほうは単に政治の仕組みや知識だけではなくて、主権者として社会の中で自立し、他者と連携し、協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の1人として主体的になることができる力を身につけるといことで、文部科学省のほうはそういった趣旨でやられている。

総務省のほうはまた違う、ちょっと別の意図で。

今回それを合体したようなことなのかなと思うんですけども、先日、総合教育会議の中でも、この若者議会による主権者教育の話が市長のほうから出て、教育委員会のほうとの話し合いが置かれた中では、ちょっと教育委員会の方々はこの主権者教育というのをどういうふうに言っているかわからないですけど、ちょっとうんっていうようなイメージを、私も傍聴していて感じたんですけども。そういった意味で考えますと、果たして本当にちゃんと連携が取れているのかなというのを疑問に感じたんですけど、もう1回お聞きしますが、財源的には、総務省はこういった使い方でも総務省のいわゆる主権者教育に合致するっていうことは認めていただいておりますので当然、予算がついて実施すると思うんですけども、文部科学省的な、要するに教育委員会的要素の主権者教育との整合性っていう意味では、ちゃんと取られているのか。連携がちょっと取れてなかったようなイメージを描いたんですけど、その辺についてはいかがでしょう。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 この事業につきましては、文部科学省のほうとの整合性まで踏み入ってはいませんが、総務省の行います平成28年度の主権者教育普及実践事業の委託事業として行うものでありまして、委託、この対象が常時啓発事業のあり方等研究会等

の最終報告におきまして、総務省として主権者教育の普及に関し、先導的な事例モデルの対象となるものを対象としておりまして、今回、追加として、この事業を行ってみたいかと、県のほうからの紹介がありまして、もともと若者議会の中にもシンポジウムを開催したいという意見もありましたので、内容等、総務省に照会をかけましたところ、事業対象になるということで、今回この議会におきまして、予算等、認められた折には、総務省との委託契約を結ぶ方向で準備を進めております。

また、事業の委託についての申し入れは、総務省より12月7日付にて通知が来てますので、担保はされた事業であるということでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 流れとやろうとしていることは理解できます。

それで、若者議会から出たと言うか、シチズンシップ賞を受賞したことを生かした主権者教育ってということですけども、若者議会がやろうとしている主権者教育と総務省がいいよって言ってくれたことと、ちゃんと合ってるのかどうかということ。

それと、教育委員会、要するに中学生議会とか中学生、要するに市の教育委員会が所管する子たちも参加してもらってということで、それで教育委員会が今、実際に文科省が教育の中で公民や何かでやってる主権者教育との整合性、その辺がちゃんと整合性が取れてれば事業としてはいいと思うし、そっから連携して、お互いにそれぞれの所管の考え方を伴う主権者教育を発展、評価していってもらえればいいと思うんですけど、その辺がいまいち連携不足のような気がしたもんですから、そこら辺をちゃんとしっかりした上で、このシンポジウム、単なる一過性のシンポジウムに終わらない、次への展開も考えた主権者教育を進めていっていただきたいと思うんです

けど、その辺はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 若者議会からも答申の中でシチズンシップ教育についてもふれておりますので、このシンポジウムが若者議会とのつながりを持って、次につながるシンポジウムとなるようなものにはしていきたいと考えております。

ですので、小学校、中学校の総合会議とのかかわり方も視野に入れながら、若者議会との関係も構築していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告順に質疑させていただきます。

歳出、2-4-1選挙管理委員会会費、主権者教育普及実践事業、ページ数、25ページになります。

100万円が若者議会シンポジウム（仮称）開催経費として計上されておりますが、どのような経緯なのか。

また、事業の具体的な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 まず、開催の経緯につきましては、若者議会委員の中に、全国の若者を新城に呼び、シンポジウムを開催したいとの思いがありまして、また選挙管理委員会では、選挙制度をより意義あるものにしていくため、新城市の若者議会のような取り組みが全国で実施されることにより、市内の若者はもちろんのこと、多くの若者が政治や社会に興味を持ち、若者の政治への関心度は高まっていくものと考えていたところ、総務省より委託事業としまして、事業実施が可能な主権者教育普及実践事業の通知がありましたので、選挙管理委員会とまちづくり推進課で協議し、この事業を受託して、シンポジウムを開催したいということになりました。

事業の具体的な内容につきましては、市内

の高校、また東三河の高校、交流のある若者や若者団体などに広く参加を呼びかけ、若者議会の政策発表、主権者教育的意義をテーマにした基調講演、パネルディスカッションを全体会として行い、その後、分科会でのワークショップの開催を予定しているところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

先ほど、若者議員の中に全国に広がって伝えていきたいという発言もございました。

これまでに参加の呼びかけで、先ほども答弁でありましたように、新城高校とか、あと時習館高校とか、大学では同志社大学だとか、福井県の市議会だとか、そういった形でね、広く呼びかけを行うということだと思います。

1点、論点の形成説明シートのほうは、私、資料請求させていただきまして、その中でちょっと整合性のほうをお聞きしたいんですが、提案に至るまでの経緯で、選挙管理委員会では、選挙制度をより意義のあるものへとしていくためというふうにございまして、そこで一方で新城市の若者議会の取り組みだということ伝えていきたいということにつながっていくんですが、選挙管理委員会の選挙制度のより意義のあるものというふうな認識だということなんですが、実は若者議会っていうのは、正確にちょっと言わせてもらいますと、選挙で選ばれた議員ではないわけですね。若者議員っていうのは。そのシステムで政治が、政治と言うか、施策を発議するということで、一方で選挙制度が衆議院とか参議院とかありまして、また市議会議員では、私たち議員が選ばれているという議会があります。

そのすみ分けの勉強だとか、システムの意義のある、どういった内容の選挙制度なんだよというふうなことを選挙管理委員会がこ

ういったシンポジウムですみ分けをされるとい、勉強の意味でもやられていくという内容なのか、お伺いしたいと思います。

それはなぜかと言いますと、この黄柳野高校とか豊橋商業高校とか時習館高校とか、そういったこれから選挙権を持って選挙に向かうという生徒さんたちも対象だということですので、そういった若者議会で選挙、選ばれていない制度と市議会とか国会とか、そういったので選挙で選ばれていく議員とのすみ分けとか、そういったことを選挙管理委員会は説明するのかどうか、整合性を伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 選挙管理委員会の立場から申し上げますが、今年度、選挙管理委員会のほうはですね、御承知のとおり、選挙権年齢が18歳に引き下げられたこともありまして、参議院選挙前の4月に新城東高校、それから5月に黄柳野高校へ、いわゆる選挙の出前トークということで出かけまして、選挙の説明ですとか模擬投票をやって選挙の重要性を訴えてきましたけれども、まだまだ主権者教育の機会が必要だなということを選挙管理委員会としては感じておるところであります。

今、主権者教育ということなんですが、今回は、若者議会、若者というカテゴリーが16歳から29歳までです。

御承知のとおり、全国的に若者の選挙離れと言うか、そういったこともあるものですから、新城の場合は若者議会という基礎って言いますか、母体が既にあるもんですから、そこが中心になって若者議会のほうから答申がありました提案の1つの中に、教育ブランディング政策の助走の1つとしたいというような提案がございました。それでうまく総務省のほうの選挙部、管理課というところで主権者教育普及実践のいわゆるモデル事業として新城市が委託事業として採択されたということですので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 歳出、同じく2-4-1選挙管理委員会費、主権者教育普及実践事業で、事業内容と目的についてはわかりました。

そこで、再質問なんですけど、先ほどですね、滝川委員の答弁で、次につながるシンポジウムにしていきたいということをおっしゃいましたが、全国の若者を集めてネットワークを広げていきたいという抽象的な感じでおっしゃいましたけど、もうちょっと具体的にこの事業をきっかけにして、どのようにしていきたいという構想があったら、お聞かせください。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 若者議会が全国に普及することによりまして、若者が活躍できる環境が整い、世代のリレーができるまちになるというふうに考えておりまして、また若者が活躍できるまちというのは、新城市内だけで完結するものではないと考えております。これが全国に普及するためには、やはりシンポジウム等によりまして、各団体とのつながりをつくるということも大切でありますので、まずはそのような関係を構築していくと。

それと、もう1つですが、やはり今回、総務省の委託金をもらって実施するものでございますので、シンポジウムにおきましては、高校生への参加を促していくつもりでございますので、投票率の向上等へつなげていきたいと。

また、新城市におきましては、先の参議院選挙の中におきましても、若者議会と選挙管理委員がコラボレーションをしまして、SNSで、委託事業としまして、実施していくものでございまして、先の参議院選挙の中でも、既にSNSを使つての若者議会議員のカウンタダウンのボード発表、また高校でのボード

メッセージの啓示などを行いまして、若者からは、より選挙を身近に感じられたとの報告もいただいておりますので、若者議会の普及と、また主権者の意識の向上により、選挙投票率の向上を図りたいと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出、3款民生費の質疑に入ります。質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出の3款1項5目臨時福祉給付金給付事業の中の経済対策臨時福祉給付金給付事業です。ページ数は29ページでございます。

国庫支出金でありますけども、この給付金の給付対象要件と市民への周知ですね、これはどのように行うのかをお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 今回の経済対策臨時福祉給付金の支給対象者は、本年度当初予算に計上しました臨時福祉給付金の支給対象者となります。

要件としましては、平成28年1月1日現在で住民票が新城にあり、平成28年度分の市町村民税均等割が課税されてない方です。

ただし、その方を扶養している方が課税されている場合や生活保護を受給している場合などは対象外となります。

臨時福祉給付金は、消費税の引き上げによる影響を緩和するために、低所得者に対して、制度的な対応が行われるまでの暫定的、臨時的な措置として支給するもので、平成28年度当初予算分につきましては、平成28年10月から平成29年3月の半年分として、対象者1人当たり3千円。今回の経済対策臨時福祉給付

金は、国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月の2年半分となりまして、対象者1人当たり1万5千円を一括して支給する内容となっております。

市民への周知方法についてですが、臨時福祉給付金と同様、国においてのテレビCMや新聞広告などのメディア広報、医療機関、社会福祉施設、商業施設、公共交通機関などへのポスターやチラシの啓示、設置、特設ホームページの設置、特設コールセンターの運営などの実施が予定されております。

市では、支給対象と思われる方に対して、申請書は返信用封筒を同封しました申請書の御案内の手紙をお送りする予定で、個別に申請の勧奨を行います。

さらに、申請方法や申請期間などを記載しました詳細なチラシを作成し、各世帯に回覧していただくとともに、市のホームページや広報などでも周知を図ってまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 大変、消費税の関係と、また低所得者に対する分厚い手当でだと思うんですけど、これ非常に大切かなと、実は思ってたんです。

これ申請期間っていうのは、いつからいつまでを予定しているのかということと、申請、低所得者を対象っていうことになるとですね、ある程度お年寄りっていうのか、所得の少ない方で障害を持ったりとか、いろんな状況の中で、今、聞いてると、申請書を送付するっていうようなことも聞いておったんですけども、あくまでもこれは、給付受けるのは、申請主義だと思うんですよね。申請主義っていうことは、お手紙っていうのが封書が来て見るには見ても、なかなか字が書けないって言ったら失礼かもしれないです、そういう状況で申請ができないというふうに、独居老人とかひとり住まいの方でできない場合なんかは、

本来1万5千円の国の手当がいただけるのに、いただけないという状況にもなりかねないということで、周知方法とか、そういうことを今、最終確認したんですけども、申請書を書いて出せる方はいいんですけども、中にはそういう市民の方もおられると思うんで、その辺についてはどのようにお考えですか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 申請時期につきましては、2月下旬に申請書を発送しまして、3月1日から受け付け、4月から支給を行っていく予定でございます。

申請のあり方につきましてですが、申請書の中に返信用の封筒も同封してございますので、わざわざ市役所にお出向きいただかなくても結構ですし、これで3年目になりますが、やり方としましては、民生委員さんとかケアマネさん等にも御協力をいただくような形で、記述の、申請前の段階ですね、お手伝いをいただくような呼びかけとかはさせていただいておる状況でございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 民生委員やそういう市民の中で、そういう方をお手伝いと言うか、してるんですけど、非常にこの経済対策っていう、この国のやつ見てもそうですけども、低所得者っていうか、そういう方々を対象に給付ができるという事業だと思うんですけども、そういう変なことを言うと、個人情報的なものが漏れる。あの方はどうのこうのっていうのが民生委員にお伝えして、そういう家庭にお伺いしていただいて、申請書を書いていただくという形になるんですかね。もし書けないと言うか、寝たきりの老人とか、そういう形の場合はどういう、できるだけ100%給付は当然、受給していただきたいと思うんですけども、その辺の手段と言うか、やり方については、今の臨時給付金もそうですけども、100%申請者に対して返信が来てるのかどうか、その辺も踏まえてお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 申請につきましては、施設入所者等も含めまして、支援をしていただけの方が周りにお見えになれば、その方の支援を受けて申請をいただくということですので、封筒で送りまして、返していただくのも封筒でいただくということですので、申請の際に、御本人さんの意思確認をして、封をしていただいて投函していただくという形ですから、あとは民生委員さんにつきましても、制度的な説明はしますが、この方がもらえまますというような情報はいたしておりませんので、御相談があったときに対応してくださいというお願いの仕方をしております。

それから、給付率の関係でございますが、平成26年度から始まっております。今のところで臨時福祉給付金につきましては、初年度が93.16%、平成27年度につきましては92.71%の給付率となっております。

それから、今、行っております年度当初の分につきましては、きょう現在で91.63%という数字になってますんで、90%以上は超えておるといような状況でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 最後に1点ですけども、100%ではないってということで、今お聞きしておるんですけども、ということは、少なからず申請できない方なのか、申請をしようと思っても封書がどっかへ消えてしまったって言うか、そういう不測の事態が起きているのかなと思うんですけども、最終的に期限がこれ2月下旬から始まって3月かな、という形になったときに、恐らく届け出がない人は市の中で把握できると思うんです。そういう方々に催促出してはどうですか、ぜひこの経済対策の臨時給付金がございますのでっていう、サービスって言うか、そういうところは、最終的には期限間近にも100%ない場合は考えられないかということですけども、どうで

しょうか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 私ども100%目指してはおりますが、やはり中には御自分の意思で受け取らないっていう意思表示をされる方もお見えになります。ただ委員おっしゃるように、100%目指してはいきたいと思いますが、その際に再度の申請書の発送は期限が来る1カ月ぐらい前には行っておりますし、折りにふれて広報等、それから防災行政無線等で期限が切れますよというような呼びかけはこれまでも繰り返し行っておりますので、それ以上のことはさすがに我々のほうとしてはできかねる状況でございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出、4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出の4-2-4ですね、し尿処理費、し尿処理施設整備事業ということで、ページ数は39ページでございます。

今回、実施設計委託料の増という形で計上されております。その増額理由をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 お答えします。

し尿処理施設である新城市清掃センターが老朽化のため、施設を更新する予定です。

新しい施設は、現施設に隣接して建設しますが、し尿と浄化槽汚泥を河川水で希釈して、下水道へ放流する方式となります。下水道へ放流するには、管渠を新たに敷設する必要があります。清掃センターから管渠を敷設して、野田城大橋に添架して豊川右岸の中市場地内

の下水道本管に接続します。

このうち、右岸側に敷設する一部の管渠について、当初は公共下水道の計画区域であるため、下水道事業での整備を検討しており、当初設計には含めていませんでした。その後、下水道課と工程等を調整したところ、清掃センター更新事業が先行することとなり、し尿処理施設整備事業で測量、設計、施工することが必要になりました。

また、豊川左岸側の管渠敷設においても、当初、市道へ埋設する予定でしたが、水道本管が既に埋設してあり、水道課と協議した結果、市道に併設することが困難と判断したため、自然流下方式から圧入方式に変更し、経路も国県道へ埋設することに変更しました。このため管渠の延長がふえたことが実施設計委託料を増額する主な理由です。よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁、大体わかっただけなんですけども、当然もちろん当初予算の設計の中にも実施設計が入っていったと思うんですけども、事業費のこの項目の変更等で、また内容等でですね、変わったんですけども、当初の設計に対して、今度、補正予算で500万円近い補正増という形になっているかなと思うんですけども、この部分が実際、実施設計する部分で大ざっぱに言って、この恐らく率で計算されると思うんですけども、事業費ベースって言うか、どのどこをどのように変えたのでって言うか、この組みかえは多少わかったんですけども、500万円の歳出根拠についてお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 大きく分けて2つありまして、測量の関係で、基準点を取る関係が当初のほうでは見てなくて、今回どうしてもルートを変更したことによって新たに見ることになったということで、そちら177万円でございます。

それから管渠については、延長がふえたということで、そちらが約、延長が、当初1,270メートルだったものが1,900メートルになったということで、372万円増ということで、これはあくまで設計費の税抜きのベースで計算しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、4-1-7訪問看護費、訪問看護事業、ページ数が37ページになります。

訪問看護の新規車両等の購入費用が計上されておりますが、主な理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 補正の理由につきましては、訪問看護利用者の急増に対応し、来年度に増員を予定している訪問看護師2名分の車両と医療機器につきまして、新年度当初より使用できるよう、年度内に購入するための費用の増額をお願いするものであります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、ちょっと1点確認させてもらいます。

利用者が急増して臨時の職員2名の増員のための車両を使うものということだったんですが、資料請求にほうさせていただいております。そのときに訪問看護師の正規職員が6名、臨時職員が2名ということで計8名で、それにあわせて看護師、訪問看護ステーションの所有の車が7台ということで、1名分は乗れる車はないという状況でいいんでしょうか。確認をさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 今の委員がおっしゃられました来年度増員を予定しているのは、正規の職員でございます。資料要求で報告させていただきました正規職員6名と

臨時職員2名の中には、来年度増員する2名は含まれておりません。

ですので、来年度は正規職員8名と臨時職員2名ということになります。

現在の車両がですね、訪問看護師に対して、1台少ないという状況は、来年度も引き続きですが、これにつきましては、平日が通常の勤務、サービスが行われるときになりますけれども、土日につきましても、臨時の要望がありますので、常時、毎日、土日祝日につきましても、1名は待機ということで出勤しております。その振りかえということで、平日は1日1名が、お休みすることがありますし、また管理者であります所長につきましては、管理的な業務もありますので、1台分少なくとも対応できますし、万一、全員が出勤するという場合には、地域医療支援室のほうに所有しております車両を貸し出して、それを利用していただいております状態です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出、6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 6款1項4目農業振興施設費、三河三石の整備事業でございます。ページ数は43ページでございます。

今回、補正でタイル張りかえ工事とありますが、なぜこの時期に張りかえするのか。

また、タイルの張りかえをする施工場所を教えてください。

○丸山隆弘委員長 菅谷鳳来地域整備課参事。

○菅谷典宏鳳来地域整備課参事 三河三石は、昭和56年に施設が完成し、近年、経年劣化によるタイルのはがれが目立つようになってき

ました。この施設は道の駅に指定されており、平成27年度実績で約4万4千人の方に利用していただいております。今年度秋ごろ、高齢の施設利用者から、タイルのはがれた段差につまずき転倒しそうになったという意見が三河三石のほうに寄せられており、お客様相手の施設であるため、早急に修理をするものです。

また、施工箇所については、タイルのはがれた箇所が施設の入り口外部階段及びポーチ部分に複数あるため、階段につきましては3段で、それぞれの延長合計で47メートルと、ポーチ部分76平方メートルの張りかえを計画しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 私がなぜと聞いたのはですね、タイルの張りかえって言うか、タイルの劣化っていうのは、別にきょうのあしたの話じゃなくて、恐らくこの年度当初、また昨年来から恐らくそういう状況、お客さんからそういう状況が出たということで早急についていうふうに今、答弁があったんですけども、当然、段差のある階段なんかは、もうこの今じゃなくても、かなり前からその辺は状況わかっておったはずだと思うんですね。

なぜこの補正についてというのが一番私が疑問に感じたわけございまして、年度当初、予算編成時、そういうときにも全然気がつかなくて、今回、利用者から出たためにという形が1つの張りかえの、皆さんの、そちらのお考えになったのはその点ですか。

○丸山隆弘委員長 菅谷鳳来地域整備課参事。

○菅谷典宏鳳来地域整備課参事 タイルのはがれについては、以前にもありました。うちのほうでいただいております修繕料のほうで今までは修理をしてきましたけども、なかなかはがれる箇所が多くなって、一度に修繕料で修理をするのが困難になってきたということと、先ほど申しましたように、段差につまずいて

転倒しそうになったという情報をいただいて、緊急度が高いということで判断をさせていただいて、今回、補正予算に挙げさせていただきました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 最後の1点ですけども、今回の段差のある部分、それから店舗の入り口のポーチの部分っていうことで、タイルを張ってるところを全面的にすべて張りかえるっていうふうに理解してよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅谷鳳来地域整備課参事。

○菅谷典宏鳳来地域整備課参事 階段部分につきましては、ほとんどです。

それから、ポーチの部分につきましては、お客様が出入りする部分と休憩所の部分。

それから、店内にもタイル張りはありますが、見てもそう痛んでないというふうに私たち判断させていただいて、ポーチの部分と階段全部ということでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 もう1点。タイルの傷んだところって言うか、劣化したところって言うか、どうせするんなら全面的にタイルの張ってるところを全面的にやり直さないと、またすぐ剥離してきたり、劣化して修繕しないと、そこはですね、すぐ痛んでくるんですし、またお客さんにすぐ迷惑かかるっていうことになると、また店舗の入り口のお客さんの利用状態が悪くなり、また店舗、休日って言うのかな、お休みしてまで工事をしなければいけないということになると、どうせやるならタイル全体をですね、一遍にやっておくべき。それによってお客さんを迎えるっていうほうがいいと思うんですけど、今聞いておきますと、傷んだところだけが重点、階段はほぼ全体だというふうに言われたんですけども、意外とタイルっていうのは同時期にやった施工のところでも、目に見えて傷んでなくっても、

すぐまた傷んでくるもんなもんですからね、できればそういう全面タイルの張りかえを望んでおったんですけども、その辺までは考えてないということで、とりあえず傷んだところだけ応急処置というような形で行かれるわけですね。

○丸山隆弘委員長 菅谷鳳来地域整備課参事。

○菅谷典宏鳳来地域整備課参事 階段の部分につきましては、先ほど申しましたように、ほとんどということで、ポーチの部分につきましても、7割方、張りかえをやるんですが、ここも専門の業者に見させていただいて、人がほとんど通らないような箇所については、こちらのほうはやる必要はないんじゃないかという判断をいただきましたので、うちのほうも人の出入りの激しいところ、波打ってる、いつでも壊れてもおかしくないようなところを今回特別にということでやらせていただきました。お願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出、10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、お願いします。

10款6項2目であります、体育施設費、体育施設管理事業の57ページであります。

鬼久保ふれあい広場管理事業における光熱水費、し尿くみ取り手数料の増加理由及び購入する芝刈り機の種類と価格、これに加え、これを装着するトラクターの機種と出力馬力並びに草刈り回数と操作員はだれなのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 鬼久保ふれあ

い広場管理事業における光熱水費の増加理由といたしまして、プールの水の濁りと水質悪化の原因でもある浮遊物や沈殿物の除去は、ろ過機による除去が可能ですが、水面に浮かぶ油分の除去を行うためには、水道水の補給により、プール本体からオーバーフローさせることが必要なため、水道水の補給量がふえたことと、4月に開催された中部近畿ラリー、夏休み期間中の合宿によるグラウンド、体育館、テニスコートの利用、また9月には、名古屋大学主催、大学オリエンテーリング大会、これは600名。三河高原トレイルレース、こちらは1,300人の開催地として利用があり、水道使用量が多くなっています。

これに伴いまして、くみ取り式の水洗トイレ2カ所分のし尿くみ取り手数料の増加原因ともなっております。

また、購入する芝刈り機の種類につきましては、見積もりを行った機種が乗用の芝刈り機18馬力、価格につきましては、入札案件となっておりますので、回答のほうを控えさせていただきます。

芝刈り回数ですが、常設のグラウンドゴルフ場の草刈り回数は、芝生の伸びにより、回数が異なりますが、4月から5月にかけては月2回から3回、6月から9月は週1回から2回、10月から11月は月2回必要となり、年間の回数といたしまして、40回から45回程度となります。

さらに、川を挟んだ反対側の芝生広場は、この半分の20回前後の芝刈りを行っております。

どちらも1回当たり3時間から4時間の作業時間が必要で、スポーツ共有課の主にB&G勤務職員が操作を行っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 当初の資料ですと、トラクターって書いてありましたので、確認しますが、これ乗用タイプの芝刈り機という理解を

してもよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共有課長。

○佐宗勝美スポーツ共有課長 乗用タイプの芝刈り機になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑をさせていただきます。

10-3-1 学校管理費、中学校管理事業、ページ数は53ページです。

修繕費用が計上されておりますが、主な修繕内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林治雄教育総務課長 学校管理費、中学校管理事業の修繕についてでございますが、千郷中学校の体育館の支柱の床修繕としまして、バレーボール支柱基礎部分が損傷しているため、床の修繕を予定しております。

また、消防設備修繕としまして、今年度の消防点検で不備の指摘があった消防設備の修繕を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 10-2-1 学校管理費、木の香る学校づくり推進事業、51ページです。

追加購入理由は、お願いします。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林治雄教育総務課長 木の香る学校づくり推進事業につきましては、平成22年度から平成30年度までの計画で、各小学校に机、いすを順次整備しているところでございます。

今年度は、新城小学校を初め、7校に整備していきます。

今回の補正につきましては、当初見込んでいました1年生、来年度新入生の児童数が移動により増加したため、今回その増加部分の追加購入のための予算を計上しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 この補正なんですけど、入札は市内業者を使う予定でしょうか。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林治雄教育総務課長 業者につきましては、市内業者を予定しております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、10款教育費の質疑を終了します。

次に、総括の質疑に入ります。

質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 それでは、60ページになりますが、ページ上部になりますが、(2)の表になります。

給料及び職員手当等増減額の明細というところなんですけど、以前から検討すべきではないかということが発言もさせていただいています。世の中、景気がなかなか上向かないということで、新城市民の皆さんにとってなかなか給料も上がらんという状況があると思います。

その中で、人事院勧告という大手の労働組合の聞き取り調査を中心とする状況によって、民間と公務員との格差ということを言われるんですが、現実問題として、新城市の職員の給与は新城市民から見ても非常に高いというふうに判断しています。具体的な数字が今まで示されておきませんので、あくまでも高いだろうというような自分なりの調査による判断です。

今回の人事院勧告の増ですが、新城市民の生活感と乖離があると考えていないのかというのが1点。

2点目ですが、先ほど言いましたように、やはり新城市民と一緒に新城市職員も生活し

てるわけです。

そこから考えますと、新城市民の生活というものをベースに給与体系を見ていくと。国が言ったから上げましょうという時期ではない。全国見ていきますと、首長が給与カットをして、この地域何とかしたいという、そういう思いで地域づくりを始めているところなんかはですね、職員もみずから給与カットを申し出て、そのお金を地域づくりにということもあります。

ですから、やはり新城市民の給与というのをベースに考える時期が来ていると考えなかったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 それでは、2点御質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目の人事院勧告による増となっておりますのが市民生活、市民の生活感と乖離があるのではないかという御質問でございますが、平成28年3月議会においてもお答えしましたとおり、市職員と市民との給与比較は行っておりませんので、市民の生活感と乖離があるかどうかは判断ができません。

しかし、人事院が約1万1,700の民間事業所の約49万人の個人別給与を現地調査し、その結果、民間と公務との間に給与格差があると判断して、引き上げ勧告を行ったわけがありますので、今回もそれに準拠してまいりますし、仮に引き下げ勧告となった場合であっても、当然それに準拠するものであります。

2点目の新城の実態に合わせた給与体系を考える時期が来ているのではないかという御質問でございますが、人事院勧告は御案内のとおり、著しく労働基本権の制限を受けております公務員であるがゆえに、人事院が民間給与等を勘案して、それぞれに年度ごとに勧告をするという手法であります。人事委員会を持たない本市の状況では、現在、人事院勧告に準拠することが合理的な給与の決定手法

だと考えておりますので、市の実態に合わせた給与体系を考えるようなことは現在考えておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了します。

以上で、第190号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 第190号議案 平成28年度新城市一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

2点を反対の討論として挙げたいと思います。

1点目は、高速バスの件です。高速バスは市民の皆さんの多くの中で話題になっています。高速バス、これからどのような形で税金を有効活用するのかという視点で見えています。

それに対して、補正というのは、できるだけ早く対応する有効な手だてを取らなければ、利用者はさらに減っていく。減ってしまった利用者を再度確保するって非常に難しくなるという点から見ると、今回の補正予算というのは、検討が非常に不十分であるという点です。

先ほど質疑の中でも、バス停を考えているということは言われたんですが、名古屋から来た人たちは幾らバス停があっても、そこからどのように動くかということがすぐなければ、名古屋の人は来れないということもはっきりしてると思うんですね。

いろんな自治体があるような取り組み、例えば地方のローカル線なんか、駅でおりたら、そこから足を確保しようというような動きも

しています。そういうことをいち早く解決していくという、そういう視点がないという点です。

それと、2点目なんですが、人事院勧告による給与体系の件なんですが、地方自治、自治という点から考えていったときに、給与、お金というものは自治にとって非常に重要な部分でもあると思います。市民が行政と一緒に、議会と一緒にやっていくという方向を取っている新城市であればですね、給与体系っていうのは、より市民にわかりやすい、市民の生活実感に合うような給与体系をみずからつくっていくという責任が問われているというふうに思いますが、あくまでも人事院勧告、これが適正なんだというような考え方、これで給与を上げたり下げたりするというのは非常に自治という点でも不足しているということです。

以上2点をもって、反対討論といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

村田康助委員。

○村田康助委員 今回の議案につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。

今回の補正予算は、老朽化した公共施設等の補修を初め、市民に対するサービスの維持、向上を図るために、その経費の増額や調整を行ったというふうに考えております。

一部、若者議会だとかバス運営につきましては、まち・ひと・しごと地方創生の事業にのっとった事業というふうに認識していますし、それに伴う事業予算だというふうに考えておりますので、この議案につきまして、賛成とさせていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第190号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。よって第190号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第191号議案 平成28年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から第194号議案 平成28年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本4議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本4議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 第191号議案から第194号議案、反対の立場で討論いたします。

先ほど第190号議案で反対しましたが、今回の補正というのは人事院勧告による人件費の調整ということがありますので、その1点について反対します。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

村田康助委員。

○村田康助委員 賛成の討論を行います。

人事案件につきましては、国の人事院勧告での全国できちんと調査をされたものにとった形での新城市の適用というふうに考えております。職員の健全な給与を確保するという点でも必要かと思いますので、賛成とさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第191号議案から第194号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。よって第191号議案から第194号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第195号議案 平成28年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑の通告にした順で質疑をさせていただきます。

第195号議案の歳入です。2-4-1一般会計繰入金、8ページになります。

1点です。一般会計繰入金として、約2,500万円が計上されておりますが、どのような理由なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 岡本水道課長。

○岡本克巳水道課長 お答えします。一般会計繰入金につきましては、水道事業との経営統合による料金の統一に伴い、現在、水道事業会計で運用をしている上下水道料金システムの改修が必要となりましたが、この改修業務に係る経費につきまして、簡易水道事業特別会計が負担するための経費、また職員の異動等に伴う人件費の調整に係る経費の財源として、繰入金の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁のほうありがとうございます。経営の統合に伴いという答弁もあったんですが、これは具体的に言いますと、簡易水道と水道事業の統合に伴う計上なので

しょうか。

また、激変緩和の予算なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 岡本水道課長。

○岡本克巳水道課長 経営統合につきましては、簡易水道との経営統合でございます。

激変緩和に伴うシステムの改修に伴う繰入金の増額でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第195号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 第195号議案 平成28年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論を行います。

反対する理由は1点です。人事院勧告による人件費の調整というのがあります。この点が反対の理由です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私は、この議案を賛成したいと思います。

理由は、先ほども執行部が答えていただいたように、システムの改修に伴う内容でございます。今後の、激変の中で新しいシステムをつくるために必要な経費として、賛成したいと思います。

詳しくは、本会議でと思います。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私は第195号議案 平成28年度新城市簡易水道事業特別会計

補正予算について、反対の立場から討論をさせていただきます。

この計上されているお金は、簡易水道事業と水道事業の経営統合に伴い、激変緩和のシステム改修に携わる、関連する予算だという質疑のほうがありました。

この統合については関連する本会議質疑でも明らかになったんですが、1点です。こういった状況の水道事業のダイナミックな統合についてですが、ほとんどこれまで市民への周知、説明っていうのがされていないということがわかりました。

そういった周知徹底が細かい数字等はね、省いたとしても、市民説明のほうが不十分ではないかということで、私このままお金の料金も変わっていく、また状況が、人口減少も変わっていくというところで、このまま進むと危惧と、私は大変危惧と不安を持つものでありますから、以上のことから本議案に反対をいたします。

また、詳しくは本会議で反対をいたしたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第195号議案に賛成の立場で討論したいと思います。

この経営統合については、広報がされてないということですが、水道ビジョン等を発行して、将来的には統合の方針を示されておりまして、市民への周知は、この予算が通り、議案等が可決されてから市民等への現実的な対応についての広報をしていくということで、賛成したいと思います。

また、システム改修料金につきましては、必要な経費ということでは認めていきたいと思えますし、そもそも同じ水を飲んでいながら料金に差があること自体が不公平感を招いておりますので、統合についても賛成する意

味で、この第195号議案には賛成したいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第195号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。よって第195号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第196号議案 平成28年度新城市大野財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第196号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第196号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第197号議案 平成28年度新城市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第197号議案、

質問に入らせていただきます。

収入の1-2-5雑収益、ページ数、7ページになります。

1問、質問があります。他会計負担金として、約2,200万円計上されております。説明には、簡易水道料金業務負担金とあります。

一方で、支出では、同じ金額、予算の説明として、上下水道料金システム改修業務とありますが、上下水道料金システムと簡易水道料金業務負担金とどのような関連性があるのか、ないのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 岡本水道課長。

○岡本克巳水道課長 お答えいたします。他会計負担金につきましては、水道事業で行う上下水道料金システムの改修業務に伴う簡易水道事業特別会計からの負担金でございます。収入、支出それぞれ関連がございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こういった負担金ということで、これは簡易水道と水道事業の統合に伴う関連した予算でもあるわけでしょうか。伺います。

○丸山隆弘委員長 岡本水道課長。

○岡本克巳水道課長 関連がございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第197号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第197号議案 平成28年度新城市水道事業会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論をさせていただきます。

大きな理由は、今、第195号議案にかかわりますので、大きな部分では、反対討論の内容は同じになりますが、この水道事業の統合に伴う改修事業ということでありまして、このダイナミックな統合による料金の設定だとか、あと市民への周知がこれまでに余りされていないという現状が今ありますので、そういった観点から、私は大変危惧と、市民への不安というものを考えると、認識を持っておりまして、以上のことから、本議案に対して反対をいたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私は、第197号議案に賛成の立場で討論をしたいと思えます。

他会計負担金につきましては、今回の事業統合に関連があるというお答えをいただきました。その処置のために必要な予算として、私は賛成したいと思えます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第197号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。よって第197号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第198号議案 平成28年度新城市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 第198号議案 平成28年度新城市下水道事業会計補正予算（第2号）に反対の立場で討論しますが、1点だけです。人事院勧告による給与の調整、これがあるという点が反対の理由です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 第198号議案 平成28年度新城市下水道事業会計補正予算（第2号）に、私は賛成の立場で討論いたします。

平成28年度人事院勧告に準拠した措置を講ずることに反対する事由がないため、賛成といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第198号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。よって第198号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後3時2分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘